

## 県税からのお知らせ

### インターネットでカンタン申告・納税！

地方税のポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」をご利用いただくと、窓口に出かけることなくオフィスや自宅から、法人県民税・法人事業税の申告・納税ができます。

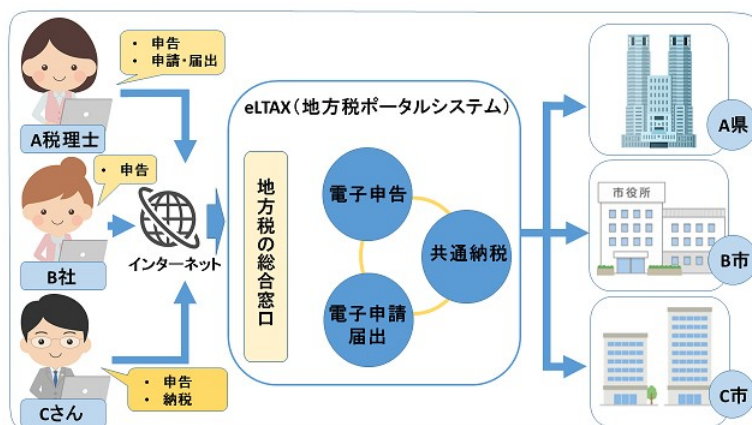
簡単に申告書を作成することができる作成支援機能により、税務ソフトウェアとの連携も可能です（eLTAX 対応ソフトに限ります）。

また、電子申告に引き続いて、申告データをもとに納付情報を発行して、「地方税共通納税システム」により、一度の手続で全ての地方公共団体に対して電子納税をすることができます。

法人県民税・法人事業税に関するその他の申請書等の提出や、個人住民税の特別徴収分に関する報告書等の提出・電子納税など、eLTAX でできる地方税の手続は広がっています。

ますます便利になっていくシステム「eLTAX」を是非ご利用ください。利用開始手続など詳しくは、eLTAX ホームページ

(<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。



※ 平成 30 年度税制改正により、大法人が行う令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人県民税・法人事業税の申告は、eLTAX により提出しなければならないこととされました。

また、埼玉県では、令和 2 年 10 月に発送する予定申告から、eLTAX で電子申請を行っている法人の皆様に対し、納付書・申告書等様式の事前送付を廃止しています。

#### 【お問合せ先】

eLTAX（エルタックス）ヘルプデスク（電話 0570-081459（ハイシンコク））

※上記の電話番号でつながらない場合（電話 03-5521-0019）

各県税事務所又は県税務課（TEL048-830-2657 FAX048-830-4737）

## 5月は自動車税（種別割）の納期です。スマホでも納税できます！

自動車税（種別割）の納期限は5月31日（火）です。

スマートフォン決済アプリ（PayPay、LINE Pay、PayB、au PAY、ファミペイ、楽天銀行アプリ）を使って納付できます。また、Webサイト「埼玉県・県税クレジットカード納付サイト」を利用したクレジットカード納付やインターネットバンキング等を利用したペイジー納付、金融機関やコンビニでも納付できます。

納税通知書は、5月中旬ごろ、お手元に届く予定です。

埼玉県では、自動車税（種別割）を納期限までに納税して領収書等を協賛店で提示すると、割引などのサービスが受けられる自動車税「納めてプラス！」キャンペーンを実施しています。

詳しくは、埼玉県ホームページをご確認ください。

※自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターにご連絡ください。

なお、自動車税（種別割）収入額の一部は、「彩の国みどりの基金」に積み立て、県内のみどりの保全や創出などに活用させていただいています。

※障害者の方のための減免申請については、窓口での受付に加えて、令和4年度から郵送及び電子申請での受付を開始します。

詳しくは、右のQRコードを活用し、ホームページをご確認ください。



### ●問い合わせ

- 自動車税：自動車税コールセンター（TEL: 0570-012-229）
- 彩の国みどりの基金：県環境部みどり自然課（TEL: 048-830-3140）